

処理場施設(機械設備)の施工管理の実務(大阪会場)

—土木学会 継続教育「CPD」プログラム認定—
—全国土木施工管理技士会連合会 継続教育「CPDS」プログラム認定—

1. 対象者
- ① JSの機械設備工事を受注しているメーカー等で、現場代理人、監理技術者、主任技術者等(以下『監理技術者等』という。)をお務めの方もしくはその予定の方。
② 現在、JSに登録されている機械設備工事的登録メーカー等において、監理技術者等の資格をお持ちの方。

2. 目標
- 品確法の施行に伴い、従来の価格競争型入札契約から、安全かつ品質の向上に係る技術提案を求める総合評価方式の導入が進み、民間企業及び技術者の技術力が強く求められている。本研修では、実績等に基づくJS独自のノウハウを提供することにより、良質な出来形及び施工管理に努め、質の高い工事目的物の完成を目指した施工管理技術を短期間で習得することを目的とする。

3. 研修開始日 5月12日(火) 9:10 開始予定

4. 研修修了日 5月13日(水) 17:30 修了予定

5. 受講料 (円・税込) 79,200

6. 募集開始 3月2日(月)

募集終了 4月17日(金)

7. 会場 CIVI研修センター新大阪東7階 E603会議室 大阪市東淀川区東中島1-19-4

8. 研修修了者の特典
- ① 研修修了者は「日本下水道事業団の参加資格申請書の技術者経歴書」に本研修を修了した旨を明記することが可能となります。

② 工事施工年度もしくは契約年度前1年以内に、本研修を受講した者が現場代理人又は監理技術者として選任され、所定の要件を満足した場合、工事成績評定点の加点要素となります。

9. 標準カリキュラム

研修日	講義	時間	内容
1日目	オリエンテーション	9:10 ~ 9:20	連絡事項
	JSの契約図書及び各種様式	9:20 ~ 10:50	契約図書の文書による甲乙確認項目(仕様、能力等)、一般仕様書共通事項と各種建設関連法規の解説、各種提出書類の解説
	下水道機械設備の出来形及び品質管理のポイント	11:00 ~ 12:30	品確法、JS一般仕様書及び施工管理指針の解説。機械設備の出来形又は品質の計測、集計等について解説
	下水道機械設備工事的施工計画書の作成	13:30 ~ 15:00	機械設備ごとの施工方法、品質管理、施工管理、写真管理、安全管理等及び設備工事における加工や組立、改築更新工事の留意点(仮設計画、維持管理との調整など)及び施工計画書の作成に関する工夫について解説。
	下水道機械設備工事的段階確認及び検査と工程管理	15:10 ~ 17:00	搬入、据付・各種施工、試運転の各段階における材料・機器等の品質管理計画及び管理項目の設定、管理基準値、確認方法(臨場、電子メール等)、確認頻度等及び工程管理の方法について解説。

2日目	下水道機械設備工事における安全衛生管理	9:00	～	10:20	一般仕様書に定める安全衛生管理及び防災計画と安衛法、機械設備工事における事故事例、現場に応じた施工段階毎の安全管理、 <u>部材並びに機材等の運搬、搬入及び搬出方式、安全を確保するための仮設備、安全教育、技術向上講習会、安全パトロール、事故時の対応について解説。瑕疵担保責任について解説</u>
	下水道機械設備工事の写真管理	10:30	～	12:00	●工場製作段階における写真管理 機器承諾図に基づいた写真管理及び工場における性能確認写真の撮影及び編集方法について解説。 ●現地施工段階（搬入、据付） 機器等の据付（平面配置・据付高、垂直精度等）及び塗装、各種試験等の撮影方法、不可視部分（地中埋設、搬入車両、仮設備、安全設備等）撮影等、 <u>写真の管理に関する工夫について解説</u>
	下水道機械設備の不具合事例、総合点検、試運転、完成検査指摘事項	13:00	～	14:30	機械設備工事の不具合及び不良事例とフィードバック(承諾図、施工図等への反映)、総合点検、試運転、完成検査時における指摘事項並びに重点課題について解説。
	他職種との調整及び施工管理のポイント	14:40	～	15:50	土木・建築工事及び電気設備工事との取り合いにおける調整不足の事例と留意事項の解説、異職種（コンクリート防食塗装、断面修復）の施工管理におけるポイントの解説
	効果測定	16:10	～	17:30	授業内容の理解度を測るため効果測定を行います。

10. その他

- ・ 上記は標準的なカリキュラムであり、実施カリキュラムは予告なく変更する場合があります。
 - ・ CPD及びCPDSの認定に際しては、「効果測定」の時間は単位(ユニット数)として含まれませんのでご留意願います。
 - ・ 土木学会及び全国土木施工管理技士会連合会の認定を受けた継続教育のプログラムとなります。
- その他の団体で継続教育として認定を受ける場合は、当該団体へ事前にお問い合わせください。